



(揖斐川町総合在宅介護支援センターからのお知らせ) 介護保険制度が大きく変わります ～ その②



介護保険制度は、国民の老後における介護の不安に応える社会システムとして定着し、介護サービスを利用する人は、年々増加しています。

先月号でお知らせしましたように、今年4月からの介護保険制度改正は、今後の急速な高齢化の進展を見据え、要介護状態の予防・改善を重視したシステムへと転換していくものです。

今回は介護保険法改正により新たに創設される総合相談窓口「地域包括支援センター」とそこを中心に実施される地域支援事業などについてお知らせします。

地域包括支援センターの創設

高齢者などが住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、新しい介護保険制度の中核機関として、「地域包括支援センター」が創設されます。社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師などが配置されます。

揖斐川町では揖斐川町福祉総合支援センター（旧揖斐川幼稚園）内に開設されます、主な業務は以下の通りです。

- 高齢者などに対する総合的な相談・支援
- 介護予防サービス事業、新予防給付対象者のケアプランの作成など
- 虐待、権利擁護事業に関する相談受け
- 支援困難ケースへの対応 など

地域支援事業の創設

介護認定審査で「非該当」と認定された方など今後、要支援・要介護状態になる可能性がある方（虚弱高齢者など）を対象に、できる限り介護が必要とならないように、運動機能の向上や栄養改善および閉じこもり予防やうつ予防などの介護予防サービスを実施します。

また、その他の高齢者の方も健康教育などのサービスを御希望により受けることができます。

地域密着型施設の創設

認知症をはじめ、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するために、身近な生活圏ごとに、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスの提供を可能とする「地域密着型施設」を創設します。

揖斐川町内で実施される地域密着型施設（認知症対応型共同生活介護）は以下の通りです。

- グループホームげんき村
- グループホームひまわり谷汲

☆問い合わせ先

揖斐川町総合在宅介護支援センター

(地域包括支援センター)

住所 揖斐川町上南方 193 番地 電話 23-0881